

3. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

講義1「産婦人科医の臨床と予期せぬ妊娠」

- 妊娠の背景は様々であり、また妊娠に対する思いは時間とともに変化する可能性がある。妊娠の継続について悩んでいる場合は、妊娠を継続した場合と継続しなかった場合に起こり得ることに関する情報が提供され、本人が意思決定できるような支援が重要である。
- 人工妊娠中絶を選択した場合、自己肯定感の背後に自己否定の感情があり、葛藤を繰り返している。
- 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)によると、心中以外の虐待死亡数890人(第1次から第17次報告)のうち、死亡時点の年齢では0歳が423人(47.5%)、妊娠期・周産期の主な問題では、予期しない妊娠/計画しない妊娠が225人(27.6%・第3次から第17次報告)。

【予期せぬ妊娠・特定妊婦への支援のポイント】

- 対面・電話・SNSによる相談窓口：相談窓口を利用したことを確実な支援の契機にする。(例：相談内容に応じた相談先の紹介、医療機関受診へ同行、初回産科受診料助成等)
- 多職種による連携による切れ目のない支援体制：不安要因の把握、評価、支援(妊娠→分娩→育児)にいたるまで多職種が連携して支援にあたることが重要。社会的・身体的・心理的に支援する。

講義2「予期せぬ妊娠への支援」

- 予期せぬ妊娠をした女性の状況(未成年、パートナー以外の男性の子、障がいや疾患、暴力・性暴力の被害、不安定な生活基盤、周囲の反対、支援者・理解者の不在、医療的支援を得られない、その他様々)

【支援の実際】

- 出産前の支援
 - * 全国の妊娠SOS相談窓口：匿名相談から具体的な支援へ。
 - * 傾聴し寄り添い、最終的に相談者自身が自己決定できるような支援
 - * 他機関(団体)をまたいだ連携による支援
- 出産後の支援
 - * 自身で育てる または 社会的養護・特別養子縁組制度の利用
 - * 各機関の連携による切れ目のない支援(子育て世代包括支援センター、若年妊婦支援事業、産後ケア事業、産前・産後母子支援事業等)
 - * (妊婦が生徒の場合)学業の継続に係る支援

事例紹介1「子育て世代包括支援センター事業の取組～東京都東村山市～」

- 「ゆりかご・ひがしむらやま事業」
 - ・「妊産婦直通電話」として電話回線を新たに開設⇒「妊娠SOSひがしむらやま」の電話としても活用。
 - ・「妊娠SOSひがしむらやま」として、電話とメールで相談を受付。市内調剤薬局等の協力を得て周知。
 - ・新型コロナウイルス感染症の流行禍に対応しオンライン妊婦面接開始。

事例紹介2「女性健康支援センター事業の取組～MCサポートセンターみっくみえ(三重県)～」

- 「妊娠SOS相談みえ」
 - 役割：妊婦の状況を受け止め、労い、必要な情報提供をし、地域の関係機関とつなぐ。
 - 特徴：県からの委託事業であり、役割分担で、医療・福祉・保健・法的機関のネットワークにより支援。
 - * 気軽に利用できるためニーズの高いSNS相談も実施(相談に至りにくい若者にはツールの使い分け)。

グループワーク

- 《つながる⇒関係性の維持⇒女性本人と子供の支援》スポット的に大事なポイントと、長期的な視点が求められる。
- 多職種の連携は、現場から具体的な経験値を蓄積し体系化していく必要がある。